

18.1 知的財産（総論・協力等）

鈴木将文 *

I. 概要 #¹

1. 知的財産章 A 節・B 節・K 節

A) 知的財産章の概要

本章は、知的財産の保護（知的財産の種類毎の保護水準及び権利行使手続等）について規定する。

具体的には、本章は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産を対象とし、これらの知的財産の保護につき、WTO 協定の一部である「[知的所有権の貿易関連の側面に関する協定](#)」（TRIPS 協定）の内容に比較して、より高度又は詳細な規律を含めている。また、これらの知的財産権の行使に関し、民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等について規定している。

●一般規定（A 節）

B) 定義（18.1 条）*

本章の規定の適用上、知的財産とは、TRIPS 協定第 2 部第 1 節から第 7 節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう旨等を規定する。

C) 目的・原則（18.2 条及び 18.3 条）*

知的財産権の保護及び行使は、創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである旨を規定する（18.2 条）。

また、締約国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置が本章の規定に適合する限りにおいてとれる旨規定する（18.3 条）

* すずき まさぶみ／名古屋大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

¹ 以下の概要は、内閣官房 TPP 政府対策本部「[環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要](#)」（平成 27 年 11 月 5 日）に依拠しつつ、加筆修正したものである。

1)。さらに、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止に必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの章の規定に適合する限りにおいてとれる旨を規定する（18.3 条 2）。

D) 了解（18.4 条）*

締約国は、国内制度における公共政策の目的を考慮した上で、透明性及び適正な手続の原則を尊重し、並びに関連する利害関係者（権利者、サービス提供者、利用者及び公衆を含む。）の利益を考慮に入れつつ、自国の知的財産に関する制度を通じて、イノベーション及び創造性の促進、情報、知識、技術、文化及び芸術の普及の円滑化、並びに競争の促進、及び開放され、効率的な市場の育成を行う必要性を認める旨を規定する。

E) 義務の性質及び範囲（18.5 条）*

締約国は、本章の規定に反しないことを条件として、本章の規定により要求される知的財産権の保護及び行使よりも広範な保護及び行使を国内法令において規定することができる旨、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内で本章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる旨等を規定する。

F) 公衆の健康についての特定の措置に関する了解（18.6 条）

締約国は、[TRIPS 協定及び公衆の健康に関する宣言](#)（いわゆる「ドーハ宣言」）に係る約束を確認する旨、特に、本章に規定する義務は、締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものではないこと及び本章の規定は、同宣言の 6 の規定の実施に関する貿易関連知的所有権と健康との関係に係る解決策（いわゆる「ドーハ宣言パラ 6 システム」）の効果的な利用を妨げるものではないことを了解する旨等を規定する。

G) 国際協定（18.7 条）*

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定する。なお、最終規定（18.83 条）は、一部締約国につき、本条の義務の履行について経過期間を定めている。また、ニュージーランドの UPOV 条約の締結義務に関し、別途特則を定めている（附 18A）。

- (a) [標章の国際登録に関するマドリッド議定書](#)又は[商標法に関するシンガポール条約](#)
- (b) [特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約](#)
- (c) [植物の新品種の保護に関する国際条約](#)（UPOV 条約）
- (d) [WIPO 著作権条約](#)
- (e) [WIPO 実演・レコード条約](#)

H) 内国民待遇（18.8 条）*

各締約国は、本章に規定する全ての種類の知的財産権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える旨等を規定する^{*}。ただし、本協定の著作権条項の規定が適用されない著作権及び関連する権利については、内国民待遇の例外とすることができる旨を確認している（18.8 条 1 注 1）。

I) 透明性（18.9 条）^{*}

各締約国は、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令、手続及び行政上の決定並びに知的財産権に係る出願に関し公表する情報を、インターネット上で利用可能なものとするよう努めることを規定する（18.9 条 1 及び 2）。また、登録された知的財産権に関し公表する情報をインターネット上で利用可能とする義務を規定する（同 3）。

J) 既存の対象事項及び過去の行為についての本協定の適用（18.10 条）

本章の規定は、本協定の効力発生の日における既存の保護の対象であって、同日に保護されており、又は本章の規定に基づく保護の基準を満たすものについて義務を生じさせる旨、自国の領域において本協定の効力発生の日にパブリック・ドメインにあるものについては保護を回復することを要求されない旨、協定の効力発生の日の前に行われた行為について義務を生じさせるものではない旨を規定する^{*}。

K) 知的財産権の消尽（18.11 条）^{*}

本協定のいかなる規定も、締約国が知的財産権の消尽を国内法において認めるかどうか、又は認める場合の条件について決定することを妨げるものではない旨を規定する。

● 協力（B 節）

L) 協力活動及び協力に係る自発的活動（18.13 条）

締約国は、本章の規定の対象となる事項について協力するよう努める旨等を規定する。

M) 特許に関する協力及び作業の共有（18.14 条）

締約国は、それぞれの特許庁の間において調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努める旨等を規定する。

N) 公共の領域（パブリック・ドメイン）（18.15 条）

締約国は、豊富かつ利用可能な公共の領域の重要性、公共の領域にある対象事項の特定を支援する情報資料の重要性を認識する旨を定める。

O) 伝統的な知識の分野における協力 (18.16 条)

締約国は、知的財産の制度と遺伝資源に関連する伝統的な知識との関連性を認める旨、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する問題及び遺伝資源に関する問題についての理解を高めるために関連機関を通じて協力するよう努める旨等を規定する。

●最終規定 (K 節)

P) 最終規定 (18.83 条)

本章上の義務の履行に関する経過期間や除外を規定する。また、締約国は、経過期間中は本章上の義務により整合的でないように既存の措置の改正を行ってはならず、又は新たな措置を採用してはならない旨等を規定する。なお、著作権関係の規定が多く含まれているが、その主要なものについては著作権関連の部分で触れる。

2. 他章の関連規定

A) 投資章

投資章 (9 章) において、「投資財産」に知的財産権が含まれることが明記され (9.1 条 (f))、投資財産の保護に関する規律が知的財産権についても原則として及ぶこととされている*。

また、履行要求の禁止において、技術移転、自国技術の利用、ライセンス契約におけるロイヤルティ又は有効期間の採用等の強制を禁止している (9.10 条 (f)、(h)、(i))。

B) 紛争解決手続章

紛争解決章 (28 章) に基づく紛争解決制度は、知的財産章下の紛争も対象とする。ただし、いわゆる非違反申立ては、知的財産章との関係では認められていない (28.3 条 (1)(c))。

3. 保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡

日米並行交渉の結果として、両国政府が、知的財産章の関連規定の円滑かつ効果的な実施に必要な措置を講じる旨を確認している。また、著作権に関する具体的な事項についても、確認されている (本サイト「18.4 著作権等」参照)。

II. 解説・コメント

《地域統合協定における知的財産章の位置づけ》² 知的財産の保護に関する国際的な協定としては、かつては、二国間の協定において相互に財産の一種として知的財産を保護することを約する規定が置かれ、さらに 18 世紀の末以降、工業所有権（産業財産権）の保護に関するパリ条約や、著作権の保護に関するベルヌ条約のような多国間協定が整備されてきた。その後、1980 年代後半以降の GATT ウルグアイラウンド交渉において、知的財産保護を貿易関連措置として規律する考え方が導入され、WTO 協定の附属書 1C として TRIPS 協定が締結された。さらに 1990 年代後半以降、TRIPS 協定が定める水準以上の保護を求める国・地域は、自由貿易協定・経済連携協定の中に詳細な知的財産関連規定を盛り込むようになった。このような流れの中で、本協定でも、非常に詳細な知的財産章が置かれている。

知的財産保護に関する最も基幹的な多国間条約は、上述のパリ条約、ベルヌ条約及び TRIPS 協定であるが、TPP 協定締約国は、いずれも上記条約の当事国である。したがって、締約国は、上記条約上の義務を前提に、さらに本協定上の義務を負うこととなる。そこで、例えば、TRIPS 協定 4 条の定める最恵国待遇の原則により、TPP 協定締約国は、本協定上の義務の履行として TRIPS 協定の定める水準を超える知的財産保護を行う場合、TPP 協定締約国以外の WTO 加盟国の国民に対しても、同等の水準の保護を認める必要がある。

《定義》 18.1 条は、「知的財産」や本章で言及される協定等についての定義を定めている。そのうち、「知的財産」に係る定義は、TRIPS 協定 2 条 2 項の文言をそのまま採用している。ただし、TRIPS 協定の同規定については、同協定第 2 部で具体的な規定を置かれているもの以外の知的財産も含むと解されている。同協定 2 条 1 項が援用するパリ条約 8 条の対象である「商号」が一例である³。本協定においては、TRIPS 協定 2 条 1 項に対応する規定がないことから、本協定上の「知的財産」は、本条が定めるとおり TRIPS 協定第 2 部第 1 節から第 7 節までの規定の対象である知的財産のみを指すと解することになろう。そこで、特定の種類の知的財産でなく知的財産一般を対象とする規定に関しては、TRIPS 協定と本協定との間で、対象が異なり得ることに留意する必要がある。

なお、18.1 条が「知的財産」に本来含まれる「地理的表示」について独立の定義を設けているのは、TRIPS 協定 22 条 1 項の定義が「(WTO) 加盟国」という概念を用いていることから、TPP 協定ではこれを「(TPP 協定の) 締約国」に置き換える必要があったためと思われる（内容に実質的な差異はない）。

² 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008 年)参照。

³ US – Section 211 (Appellate Body), ¶¶ 325–341 (Jan. 2, 2002). 他方、同様に TRIPS 協定 2 条 1 項が援用するパリ条約 10 条の 2 が定める不正競争からの保護を受ける利益が TRIPS 協定上の「知的財産」であるかについて、別件のパネルは判断を留保した。EC – Trademarks / GIs (Panel)(Australia), ¶ 7.728 (Mar. 15, 2005). 鈴木将文「EC の地理的表示制度を巡る WTO 紛争に係るパネル報告書の分析」AIPPI51 巻 8 号 481 頁以下（2006 年）参照。

《目的・原則》 目的に係る 18.2 条は、TRIPS 協定 7 条と同文である。また、原則に係る 18.3 条 1 及び 2 は、TRIPS 協定 8 条 1 項及び 2 項と、後者各項における「この協定」という文言が「この章」に置き換えられたほかは、同一である。

《了解》 18.4 条は、TRIPS 協定には直接対応する規定がなく、新しい規定である。

《義務の性質及び範囲》 18.5 条は、TRIPS 協定 1 条 1 項と類似する規定である。後者の規定に比べ、形式的な変更のほか、「行使」(エンフォースメント)が追加されている点が異なっている。しかし、TRIPS 協定の下でも、エンフォースメント関係の規定で義務づけられた水準よりも高度に知的財産のエンフォースメントを認めることは可能であり(ただし、正当な貿易の新たな障害とならないようにすること等が求められる。TRIPS 協定 41 条 1 項参照)、実質的に異なる規律が採用されたとはいえないと考えられる。

《国際協定》 18.7 条は、既存の知的財産関連条約の締結について定めており、例えば、ブルネイ、ニュージーランド及びベトナムは、WIPO 著作権条約及び WIPO 実演・レコード条約を締結していないため、これら条約を締結する義務を負う。なお、18.83 条 4 が、未締結の条約を締結する義務の履行時期について、関係国ごとに定めている。さらに、附属書 18-A は、ニュージーランドの UPOV 条約締結に関する特則を定めている。

《内国民待遇》 18.8 条 1 及び 3 は、TRIPS 協定 3 条 1 項第 1 文及び 2 項に対応する。また 18 条 4 は TRIPS 協定 3 条 1 項第 2 文に対応する。

《透明性》 TRIPS 協定 63 条が加盟国の法令や司法上又は行政上の決定の公表等に関する義務について定めているのに対し、TPP 協定 18.9 条は、加えて知的財産権の出願や登録に関する情報を含め、それらをインターネット上で利用可能とすることにつき規定している。また、18.9 条 1 及び 2 は努力義務(「努める」)であるのに対し、登録・権利情報に関する同 3 は、関連情報のインターネット上での利用可能性確保を義務付けている。

《義務の不遡及》 18.10 条は、本章義務の過去への不遡及を定める。例えば、本章の定めに応じて著作権の存続期間の延長を定める場合、すでに従来 of の定めによる存続期間が経過して公有に帰した著作物について、著作権を復活することは求められない。

《消尽》 18.11 条は、TRIPS 協定 6 条及び [ドーハ宣言](#) パラ 5 (d) と実質上同内容である。

《投資章》 従来から、国際投資協定において、知的財産権は投資財産の一つと位置づけられ、投資に関する規律、例えば、公平かつ衡平な待遇、十分な保護及び保障、収用及び補償等に関する規律が、知的財産権についても適用されると解されてきている⁴。また、知的財産権に関する事案が、投資家対国紛争解決（ISDS）に付託される例も、現れている⁵。

TPP 協定の投資章においても、「投資財産」の定義上、知的財産権がその一例として明記されている（9.1 条）。ただし、同章は、以下の点で、同章の諸規定を知的財産権について適用することについて謙抑的な姿勢を示している。

第一に、知的財産権に関し、TRIPS 協定に基づき付与される強制実施権（compulsory licences）、並びに本章及び TRIPS 協定に整合的な権利付与、取消し、制限又は創設については、収用及び補償に係る 9.8 条は適用されない（同条 5）。同様の扱いは、[米国のモデル投資協定（2012 年版）](#)（6.5 条）（実例として、[米国・ウルグアイ投資協定](#)（6.5 条））や、[EU・カナダ包括経済貿易協定](#)（8.12 条 5 及び 6）⁶でも見られるところである。

第二に、投資章は、締約国による正当な規制権限の行使に対する配慮をうたった複数の規定を定める（9.4 条脚注 14、9.10 条 3(h)、9.16 条、附属書 9B（収用）3 条(b)。本サイト「9 投資」）。例えば、公衆衛生や環境に関する公共政策は、知的財産権に関する措置（例えば強制実施権の利用のように、知的財産権者による権利行使を制限するものが多い。）を伴うことも考えられ、その意味で、上記規定は知的財産制度に関係するといえる。

第三に、例外及び一般規定の章（29 章）の 29.5 条は、たばこの規制のための措置に関し、これを講じる締約国は、当該措置について ISDS の対象としないことを選択できる旨を定めた。ここで想定されている措置の典型例は、豪州が導入したプレイン・パッケージ規制である。同規制については、たばこ会社等により、商標権の保護等との関係で問題があるとして ISDS に紛争が付託された⁷。豪州として、本協定に基づき同様の紛争が ISDS に付託されることに反対したため、29.5 条が導入されたと推測される（本サイト「9 投資」参照）。

他方、本協定投資章の特徴の一つとして、特定措置の履行要求の禁止について詳細な規定（9.10 条）を置き、そこで知的財産権への言及が認められる、これは知的財産権の行使に役立つ規定といえる。

《紛争解決》 本サイト「28 紛争解決手続」参照。

⁴ 鈴木將文「国際投資協定と知的財産」中山信弘先生古稀記念『はばたき—21 世紀の知的財産法』（弘文堂、2015 年）76 頁参照。

⁵ 同上 87 頁以下参照。

⁶ 2016 年 2 月に投資関係の規定が改訂された協定文が公表されている（未発効）。

⁷ 当該規制を巡る国際経済法及び知的財産法の観点での分析として、鈴木將文「知的財産権と非経済分野の公共政策との調整をめぐる法的問題—タバコのプレイン・パッケージ規制を素材として」同志社大学知的財産法研究会・編『知的財産法の挑戦』38 頁（弘文堂、2013 年）参照。

III. 備考および更新情報

ver.1.1 : II. 《国際協定》につき一部訂正。

ver.1.2 : I. 1.A)、注 1、II. 《地域統合協定における知的財産章の位置づけ》、《義務の不遑及》及び《投資章》につき一部訂正。